フィットネス＆スパCARVATA(カルヴァータ)

会　員　規　約

第一章　総　　則

第１条（名称）
当クラブは、フィットネス＆スパCARVATA（カルヴァータ（以下、当クラブという））と称します。

第２条（事務局）
当クラブの事務局は、津山市川崎１７５６-８フィットネス＆スパCARVATA（カルヴァータ）内に置きます。

第３条（目的）
当クラブは、運動を通じ会員の健康増進並びに会員相互の親睦を図ると共に、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第４条（運営及び管理）
当クラブは、一般財団法人 津山慈風会（以下、当財団という）が所有し、運営管理を行ないます。

第二章　会　　則

第５条（入会契約の締結及び手続き）
当クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。
（１）当クラブに入会しようとする方は、本会員規約および個人情報の取り扱い、ご利用方法等の諸規則を了承のうえ、当クラブと入会契約を締結することとします。
（２）当財団は、（１）に際して、本会員規約および個人情報の取り扱い、ご利用方法等の書面を交付するものとします。
（３）当クラブの会員区分利用条件等は「ご利用案内」のとおりとします。
（４）当クラブへの入会を希望する方は、所定の「入会申込書」に必要事項をご記入の上手続きを行ない、当クラブの承諾を得たうえで、所定の入会金及び会費等を納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第６条（会員の入会資格）
当クラブの入会資格は、以下のとおりとします。なお、当クラブは、その自由な裁量により入会申し込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
（１）１５歳以上の男女で、本会員規約および当クラブの諸規則を遵守される方
なお、未成年者の場合は、親権者の同意を必要とし、親権者は本会員規約に基づく責任を本人と連帯して負っていただきます。
（２）以下の各号に該当される方は、当クラブに入会することはできません。
①暴力団関係者
②刺青、タトゥーのある方
③医師により運動を禁じられている方
④その他当クラブが定める会員の資格基準を満たさない方
（３）健康を自己管理し、当クラブの諸施設の利用に堪えうると認められた方
なお、法人会員の社員ご利用者で前項各号に該当される方は利用することができません。

第７条（入会契約手続き）
当クラブに入会を希望される方は、所定の申込手続きを行ない、前条に定める入会資格を有すると当クラブが決定した場合は、所定の期日までに別途定める入会金及び会費を支払っていただきます。
（１）前項の手続きが完了された方は、会員証を発行します。
（２）会員の区分により、有効期限のある会員についての更新は、所定の手続きをしていただきます。

第８条（会員証）
当クラブは、会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取扱うものとします。
（１）会員は、当クラブ施設を利用するときは、会員証を提示しなければなりません。
（２）会員証は、記名式とします（会員の氏名を記入）。
（３）会員証は、会員本人に限り使用でき、他の方は使用できません。
（４）会員は、会員証を紛失した場合、速やかに当クラブに届出て、再発行の手続きを取るものとし、当クラブ所定の再発行手数料を支払うものとします。
（５）会員は、当クラブを退会するときには、会員証を返還するものとします。

第９条（会員名義の変更）
会員は、いかなる場合もその会員資格を他に譲渡することはできません。

第１０条（入会金の取り扱い）
入会金は第２０条第（２）項以外の場合には、これを返還しないものとします。

第１１条（会費の取り扱い）
会員は、別途ご利用料金表に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。
（１）会費は、第２０条第（１）項②、第２０条第（２）項以外の場合は、これを返還しないものとします。

第１２条（会費の変更）
当クラブは、会費が不相当なものとなったと判断した場合、これを変更することができます。この場合、２か月前までに会員に告知するものとします。

第１３条（営業時間・休館日・臨時休業等）
（１）当クラブは、諸般の事情により、営業時間・休館日等を変更する場合があります。
（２）当クラブは、次の事由により、施設の全部または一部を臨時に休業もしくは使用制限することがあります。
①天災、地変等やむを得ない理由により当クラブを開場できないとき
②施設の補修又は改修するとき
（３）当クラブは、（１）及び（２）②の場合、１か月前までに会員に告知するものとします。
（２）①の場合は、ホームページ・SNSにて告知するものとします。

第１４条（会員の変更届出事項）

会員は、住所、連絡先その他入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて当クラブに届け出るものとします。

第１５条（休会）

会員は、当クラブに所定の届けを提出することにより、休会できるものとします。

第１６条（ビジター利用）

当クラブは、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、会員以外の方がビジターとして施設を利用することを認めるものとします。

（１）当クラブは、体験利用者等に施設利用を認めることができるものとします。

（２）当クラブは、ビジターの人数を制限したり、施設の利用を制限することができるものとします。

（３）ビジターは、当クラブの利用に際し、所定のビジター料金を支払うものとします。

第１７条（施設が利用できない方）

次の各項に該当する方の施設利用は、これを禁止します。

（１）暴力団関係者

（２）刺青、タトゥーのある方

（３）伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方

（４）飲酒または、正常な施設利用ができないと認められた方

（５）医師により運動を禁じられている方

（６）他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会社が不適当と認めた方

第１８条（会員の賠償責任）

会員ならびにビジターが、当クラブの利用に際して発生した人的、物的事故については、当クラブは一切の損害賠償の責を負いません。

（１）会員ならびにビジターが当クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、当クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。

第１９条（クラブの免責）

会員ならびにビジターが、当クラブの利用に際して発生させた人的、物的事故については、当クラブは責任を負いません。ただし、当クラブに過失がある場合には、当クラブが付保している保険（施設賠償保険）の範囲において、一定の補償をするものとします。

（１）会員ならびにビジターが、当クラブの利用に際して発生した盗難、紛失については、当クラブは一切の損害賠償の責を負いません。ただし、所定の方法により貴重品として当クラブに預けた場合を除きます。

第２０条（退会）

（１）会員が、本契約を解除しようとするときは、会員証を添付の上、所定の書面にて当クラブに「退会届」を提出するものとします。

①会員は、手続き締切日までに退会届を提出した該当月の会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします

②当クラブは、長期契約に基づき、帰納された会費がある場合には、別途定める算定式に基づき、未経過月分の会費を返還するものとします。

（２）会員は、本会員規約に基づく契約を当クラブと締結し、別途定める利用開始日から８日を経過するまでは、無条件で書面により会員契約を解除することができます。この場合、当クラブは受領した入会金及び会費全額を速やかに返還します。ただし、入会手続きに要した費用については、この限りではありません。

第２１条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合会員資格を喪失し、自動的に契約は終了するものとします。

（１）会員本人が死亡または、法人にあってはその法人が解散したとき

（２）当クラブが除名の決定をしたとき

第２２条（会員の除名要件）

会員ならびにビジター利用者において、次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、当クラブは会員資格及び利用を一時停止または除名、利用の停止をすることができます。

（１）会員が入会に際し、虚偽の申告を行なったとき、または入会資格が第６条（２）に抵触すると判断したとき

（２）当クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき

（３）会費、利用料金、その他諸支払いを怠り、当クラブより督促を受けてもなお、所定の期日までに支払いのないとき

（４）故意に当クラブの施設、設備を破損したとき

（５）当クラブにおいて、許可を得ずに商行為や政治活動、宗教活動を行なったとき

（６）本規約、その他当クラブが定める諸規則に違反したとき

（７）その他、処分を適当とする行為があったとき

第２３条（細則）

本規約に定めない事項及び業務遂行上必要な事項は、「施設利用案内」等の細則によるほか、必要に応じてクラブが定めます。

第２４条（改正）

本規約の改正ならびに細則、施設利用案内の制定及び改正は、当クラブがこれを定めるものとし、その効力は全会員及び全利用者に及ぶものとします。

第２５条（発行）

本規約は平成２６年３月１０日発行されました。

本規約は令和2年1月9日改正されました。